

明治大学キャンパス・ハラスメント調査委員会に関する規程

2024年3月6日制定

2023年度規程第40号

(趣旨)

第1条 この規程は、明治大学人権委員会規程(1999年度規程第4号。以下「人権委員会規程」という。)第7条の2の規定に基づき設置されたキャンパス・ハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という。)について、必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、学校法人明治大学(以下「本法人」という。)及びその設置学校(以下「本学」と総称する。)の学生(委託学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び交換留学生を含む。)・生徒、教職員(嘱託職員等を含む。)及び本学が受け入れた研究者、学生・生徒の保護者並びに委託業者等本学の教育研究及び業務において関係を有する者(以下「構成員」という。)に適用する。

(任務)

第3条 調査委員会は、調査対象となるハラスメント相談事案(以下「当該事案」という。)について、人権委員会規程第7条の規定に基づくキャンパス・ハラスメント対策委員会(以下「対策委員会」という。)から提出された資料に基づき、当該相談者及び相手方の行為に関する事実関係の聴き取り調査等を行うとともに、次に掲げる事項の判定を行ったうえで、その調査報告書を人権委員長に提出することを任務とする。

(1) 当該ハラスメント行為にかかわる懲戒の該非判定に関すること。

(2) 当該ハラスメント行為にかかわる懲戒の量定判定に関すること。

(調査委員)

第4条 調査委員会は、次に掲げる者の中から選出する3名以上5名以内の委員(以下「調査委員」という。)をもって組織する。ただし、当該事案を担当したキャンパス・ハラスメント相談員(以下「相談員」という。)は、調査委員となることができない。

(1) 人権委員長が指名する人権委員会委員

- (2) キャンパス・ハラスメント対策委員長（以下「対策委員長」という。）が指名するキャンパス・ハラスメント対策委員会委員
 - (3) 人権教育・啓発専門委員会委員長が指名する人権教育・啓発専門委員会委員
 - (4) 人権委員長が指名する学内外の有識者
- 2 前項の調査委員は非公表とする。
 - 3 調査委員会を組織する委員の人数及び構成は、人権委員会で決定する。
 - 4 第1項第1号又は第3号に掲げる者を調査委員とする場合は、人権委員長が当該委員会の委員長に当該調査委員の指名を依頼する。
 - 5 調査委員の任期は、調査委員会の設置日から調査報告書を人権委員長に提出したときまでとする。
 - 6 前項の規定にかかわらず、第15条に基づく不服申立てがなされた場合には、調査委員の任期は第16条第1項の人権委員長との協議終了までとする。この場合において、第16条第2項の再調査が必要と判断されたときは、調査委員の任期は当該調査が終了するまでとする。

（調査委員長及び調査副委員長）

第5条 調査委員会に委員長1名を置く。

- 2 調査委員会委員長（以下「調査委員長」という。）は、調査委員のうちから、人権委員長が指名する。
- 3 調査委員長は、調査委員会の議長となり、会務を総理する。
- 4 調査委員会に、必要に応じて調査委員会副委員長（以下「調査副委員長」という。）1名を置くことができる。
- 5 調査副委員長は、調査委員のうちから、調査委員長が指名する。
- 6 調査副委員長は、調査委員長を補佐し、調査委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（設置の通知）

第6条 調査委員会が設置された場合は、その旨を当該事案の相談者及び相手方に通知する。

- 2 第4条第5項に定める調査委員会の設置日とは、第1回目の調査委員会開催日とする。

（会議）

第7条 調査委員会は、調査委員長が招集する。

- 2 調査委員会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 調査委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 調査委員会は、当該事案の内容及び状況について、速やかに当該事案の相談員及び対策委員長から説明を受けなければならない。
- 5 調査委員会は、必要に応じて、当該事案に係る専門的な知識を有する者等を会議に出席させ、意見を求めることができる。この場合において、当該会議に出席した者には、第23条に規定する守秘義務が適用される。
- 6 調査委員会は、非公開とする。
- 7 調査委員会は、独立が保障され、公正、適正かつ迅速に開催されなければならない。

(第三者委員会)

第8条 調査委員長は、当該事案の調査について、調査委員会において実施することが困難と判断した場合、人権委員長の同意を得て、当該調査を学外の第三者委員会に委ねることができる。

- 2 前項の第三者委員会に関し必要な事項は、キャンパス・ハラスメント調査委員会第三者委員会に関する内規に定める。

(相談者、相手方及び関係者との連絡)

第9条 当該事案の相談者、相手方及び関係者との連絡は、原則として第29条に規定する事務局の担当者が行う。ただし、第三者委員会による調査に係る連絡については、調査委員長の判断により、第三者委員会に、その一部を委任することができる。

(調査における録音)

第10条 調査委員長は、調査に当たって、調査の精度を高めるために、あらかじめ本人の同意を得たうえで、当該事案の相談者、相手方及び関係者との会話を録音することができる。

(弁明)

第11条 調査委員会は、調査の実施に当たり、当該事案の相手方に対し、弁明の機会を与えるものとする。ただし、当該事案の相手方がこれを拒否したとき又は連絡のつかない状態にあるときは、この限りでない。

(調査)

第12条 調査委員長は、調査委員会による当該事案に係る調査結

果に基づき、調査報告書を作成し、人権委員長に提出しなければならない。

- 2 調査報告書には、次に掲げる事項を含むものとする。
 - (1) 当該事案の事実調査及び原因分析
 - (2) 当該事案におけるハラスメントに該当する行為の有無
 - (3) 当該事案における懲戒処分の要否及び量定の提案
 - (4) 当該事案における救済や教育等の措置の要否
- 3 調査委員長は、調査委員会の設置日から、原則として、3か月以内に、調査報告書の人権委員長に提出するものとする。ただし、当該期限内に提出できない合理的な理由がある場合は、その理由及び提出予定日を付して人権委員長に申し出て、承認を得るものとする。
- 4 調査報告書の提出を受けた人権委員長は、人権委員会において調査報告書の妥当性を審議し、その内容を確定しなければならない。
- 5 前項により確定した調査報告書の内容に応じて、人権委員長は、当該事案の相手方が教員、教諭、研究推進員又は研究支援者、学生・生徒である場合は教務担当常勤理事、それ以外の教職員である場合は総務担当常勤理事（以下「所管理事」と総称する。）に対し、速やかに当該調査報告書を提出するとともに、確定した調査報告書に基づく対応の実行を進達するものとする。
（懲戒の量定判定）

第13条 前条第2項第3号に定める懲戒の量定に当たっては、次に掲げる事項を総合的に考慮するものとする。

- (1) ハラスメント行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の程度
- (3) ハラスメント行為を行った相手方の職責及び職責とハラスメント行為の関係
- (4) 本学の他の構成員及び社会に与える影響
- (5) 過去のハラスメント行為等非行行為の有無
- (6) 日頃の活動態度及びハラスメント相談後の対応
（調査報告書の概要開示）

第14条 人権委員長は、必要に応じて、調査報告書の概要を、当該事案の相談者及び相手方に開示することができる。

- 2 前項の場合において、開示する内容は、第12条第2項第1号及

び第2号の事項とする。

(不服申立て)

第15条 当該事案の相談者又は相手方は、前条の定めにより開示された内容のうち、第12条第2項第1号の事項に不服があるときは、開示を受けた日から14日以内に、1回に限り、事実認定に影響を及ぼす新たな証拠及び理由を付した書面をもって、人権委員長に不服を申し立てることができる。

(協議)

第16条 人権委員長は、前条の規定による不服申立てがあったときは、必要に応じて、当該事案の相談者又は相手方の意見を聴取したうえで、人権委員会副委員長及び調査委員長と協議する。

2 人権委員長は、前項の規定による協議により、当該事案の再調査が必要と判断した場合は、当該事案の相談者及び相手方に通知したうえで、調査委員長に再調査を行わせるものとする。

3 人権委員長は、第1項の規定による協議により、当該事案の再調査を必要とせず、不服申立てを却下すべきものと判断した場合は、その旨を当該不服申立者に通知する。

(再調査)

第17条 第8条から第14条までの規定は、前条第2項の再調査について準用する。

(所管理事への報告)

第18条 人権委員長は、第15条に規定する不服申立てがなかったとき又は第16条第3項により不服申立てを却下したときは、速やかに所管理事へ報告する。

2 人権委員長は、第16条第2項により再調査の実施を決定したときは、速やかに所管理事へ報告するとともに、その再調査結果についても速やかに所管理事へ報告する。

(対策委員長への報告)

第19条 人権委員長は、学校法人明治大学教職員懲戒規程(2023年度規程第30号。以下「懲戒規程」という。)に基づく処分が決定された後、速やかに対策委員長に、その処分結果を報告するものとする。

(相談者への処分内容の開示)

第20条 懲戒規程に基づく処分が決定し、当該事案の相手方に通知された後、人権委員長は、処分内容を当該事案の相談者へ開示す

ることができる。

(緊急措置)

第 2 1 条 調査委員長は、調査、不服申立て及び再調査期間において、当該事案の相談者、相手方又は関係者への緊急の措置が必要と判断した場合には、安全確保のための緊急措置を実施するよう人権委員長に要請することができる。

2 人権委員長は、前項の規定による要請に基づき、相談者、相手方又は関係者の所属学部、所属部署その他の関係機関（以下「関係機関等」という。）の長（以下「関係機関長」という。）に、緊急措置を実施するよう要請することができる。

3 関係機関長は、前項の規定による要請に基づき、緊急措置を実施した場合は、その旨を人権委員長に報告する。

(ハラスメント調査への協力義務)

第 2 2 条 調査委員長は、当該事案の事実確認、調査、助言、救済、指導、教育、勧告等の実施に必要な範囲内で、当該事案の相談者、相手方及び関係者に対し、面談への出席、関係資料の提出等、必要な協力を求めることができる。この場合において、当該協力を求められた者は、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

2 前項のほか、調査委員長は、当該事案の事実確認、調査、助言、救済、指導、教育、勧告等の実施に必要な事項について、関係機関長に対し協力を要請できるものとし、当該要請を受けた関係機関等は、所管業務に支障のない限り、これに応じなければならない。

(守秘義務)

第 2 3 条 人権委員会委員、調査委員及び事務担当者は、職務の遂行に当たっては、当該関係者のプライバシーや名誉その他人権を尊重するとともに、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 当該事案の相談者、相手方及び関係者は、当該事案にかかわることにより知り得た秘密を他に漏らしてはならない。当該事案が終了した後も同様とする。

(調査等妨害の禁止)

第 2 4 条 本学の構成員は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 相談者及び関係者が調査に協力することを妨げる行為

(2) 調査内容に関する証拠の毀損、隠匿及び改ざん並びに調査における虚偽の答弁及び事実の隠匿、その他調査の妨げとなる行為

(3) 相談者及び関係者の特定を試みる行為
(虚偽の申出及び証言の禁止)

第 25 条 当該事案の相談者、相手方及び関係者は、不当の利益を得る目的、相手方を誹謗中傷する目的、その他不当な目的をもって、虚偽の申出及び証言を行ってはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第 26 条 本学の構成員は、キャンパス・ハラスメントに対する相談の申出、当該事案に係る調査への協力その他キャンパス・ハラスメントに関して正当な対応をした者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(措置)

第 27 条 本法人は、前 4 条の規定に違反した者に対して、校規等に基づき、適切な措置を講じる。

(調査に係る書類等の保管)

第 28 条 調査において作成された記録その他の関係書類（電磁的記録を含む。）については、次条に規定する事務局において、厳重な管理の下に保管しなければならない。

(事務)

第 29 条 この規程に関する事務は、総務部総務課が行う。

(規程の改廃)

第 30 条 この規程を改廃するときは、人権委員会の議を経なければならない。

附 則（2023 年度規程第 40 号）

この規程は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

(通達第 2987 号)